

## 限度基準が適用されない事業・業務とは？

問25では限度基準（平10.12.28労働省告示第154号）について説明しましたが、この基準は次の9つの事業・業務には適用されません（限度基準第5条、平11.1.29基発第44号）。

- ① 工作物の建設等の事業
- ② 自動車の運転の業務
- ③ 新技術、新商品等の研究開発の業務
- ④ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）
- ⑤ 造船事業における船舶の改造又は修繕に関する業務
- ⑥ 郵政事業の年末・年始における業務
- ⑦ 都道府県労働基準局長が労働省労働基準局長の承認を得て地域を限って指定する事業又は業務
- ⑧ 電気事業における発電用原子炉及びその附属設備の定期検査並びにそれに伴う電気工作物の工事に関する業務
- ⑨ ガス事業におけるガス製造設備の工事に関する業務

ただし、④～⑨の事業・業務については、限度基準別表第1、第2（P.42参照）に示されている限度時間のうち、1年間（360時間、320時間）以外の期間に係るものだけが、適用から除外されます。また、⑦について、具体的な指定事業・業務は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

なお、これらの事業・業務であっても、当然、36協定で延長できるとする時間はできるだけ限度時間以内になるようにすべきでしょう。